

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号、第二項及び第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号イ又はロに掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第二十条中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号イ又はロに掲げる児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都指定障害児通所支援の事

業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条に規定する指定放課後等デイサービスの基準を満たし、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この規則による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第十八条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則第二十条に規定する基準該当放課後等デイサービスの基準を満たす基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則第二十条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。